

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）（本則関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （この法律の失効） 第三条 この法律は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。 2～5（略）</p>	<p>附則 （この法律の失効） 第三条 この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。 2～5（略）</p>

○東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）（附則第二項関係）

改正案

						<p>（総合法律支援法の適用） 第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
（削る）	第二十三条の二 第一項		この法律又は準 用通則法（第四 十八条	（略）	（略）	
（削る）	この法律、震災特 例法		この法律、震災特 例法又は準用通則 法（震災特例法第 五条の規定により 読み替えて適用す る第四十八条	（略）	（略）	

現行

						<p>（総合法律支援法の適用） 第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
（新設）	第二十六条第一 項		（新設）	第十九条第二項 第二号	（略）	
（新設）	第四十八条		（新設）	（略）	（略）	

（新設）
 震災特例法第五
 条の規定により読
 み替えて適用する
 第四十八条

(削る)	第四十八條の表 第六十四條第一 項の項		第四十八條の表 第五十條の項		
(削る)	総合法律支援法 (同法第四十八 条において準用 するこの法律の 規定を含む。)		総合法律支援法 (同法第四十八 条において準用 するこの法律の 規定を含む。)	(略)	規定を含む。)
(削る)	総合法律支援法 (同法第四十八 条において読み替 えに適用する 総合法律支援法 第四十八條にお いて準用するこ の法律の規定及 び震災特例法 を含む。)	総合法律支援法 (同法第四十八 条において読み替 えに適用する 総合法律支援法 第四十八條にお いて準用するこ の法律の規定及 び震災特例法 を含む。)	総合法律支援法 (同法第四十八 条において読み替 えに適用する 総合法律支援法 第四十八條にお いて準用するこ の法律の規定及 び震災特例法 を含む。)	(略)	総合法律支援法 第四十八條にお いて準用するこ の法律の規定及 び震災特例法 を含む。)

第四十八條の表 第六十五條第一 項の項		第四十八條の表 第六十四條第一 項の項	(新設)	第四十八條の表 第五十條の項	
総合法律支援法		総合法律支援法	(新設)	(略)	
総合法律支援法、 震災特例法		総合法律支援法及 び震災特例法	(新設)	(略)	

第四十九号	第四十九号第一号	又は第四十七号の四第一項	若しくは第四十七号の四第一項又は震災特例法第四条第一項若しくは第二項	(略)	(略)	(略)	第五十四号第一項	第五十四号第一項	(略)	若しくは第五項	同条第五項(震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	(略)	第五十四号第一項第八号	第五十四号第一項	第四十二号の二第二項	第四十二号の二第二項(震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
-------	----------	--------------	------------------------------------	-----	-----	-----	----------	----------	-----	---------	--------------------------------------	-----	-------------	----------	------------	---

附則
(この法律の失効)
2 第三条 (略)

第四十九号	第四十九号第一号	又は	、震災特例法第四条第一項若しくは第二項又は	(略)	(略)	(略)	(新設)	第五十四号第四号	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
-------	----------	----	-----------------------	-----	-----	-----	------	----------	------	------	------	------	------	------	------	------

附則
(この法律の失効)
2 第三条 (略)

3 この法律の失効前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条（同条の表第十九条第二項第二号の項、第二十三條第五項の項、第四十九條第一号の項、第五十四條第一項第一号の項及び第五十四條第一項第四号の項に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4・5 (略)

3 この法律の失効前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条（同条の表第十九条第二項第二号の項、第四十九條第一号の項及び第五十四條第一号の項に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4・5 (略)